

第 6213 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 6月 7日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 自動車取得時の諸費用

**Q** : 自動車を購入したときに支払う諸費用は、どのように取り扱ったらいいのですか？

**A** : 取得価額に含めなくてよいもの、含める必要のないもの、車両に含めるもの、資産に計上するものがあります。

### 【解説】

自動車を購入する際には、いろいろな費用が発生しますが、これらについては次のように取扱うこととされています。

#### ①自動車取得税、検査登録費用、車庫証明費用

これらの費用は、自動車の取得に関連して支出するものですが、これらの租税公課等は一種の事後的費用で、その性格も流通税的なものや第三者に対抗する要件を具備するための費用と考えられることから、取得価額に含めるかどうかは、その会社の判断に任せるとされています。

#### ②自動車重量税、自動車税、自賠責の保険料

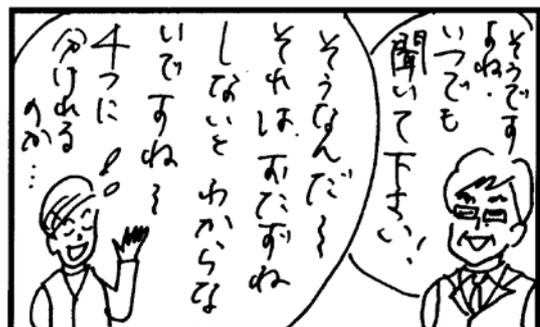
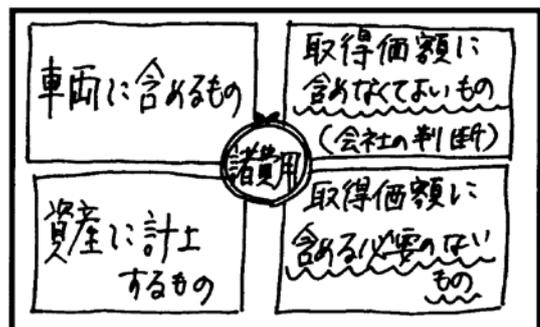
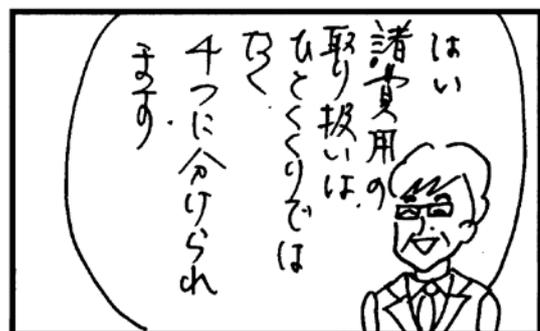
これらの費用は、自動車の取得に関連して支出するものでなく、自動車を所有することにより支出する事後的費用と考えられることから、自動車の取得価額に含めなくてよいとされています。

#### ③カーステレオ、カーナビ、カーエアコン等

自動車購入の際に取り付けたカーステレオやカーナビ等は、車両の取得価額に含めます。(ただし、後日に購入したものは、車両の取得価額に含めません)

#### ④リサイクル料金

資産に計上します。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】